

# 企画競争実施の公示

令和2年6月26日

近畿地方整備局福知山河川国道事務所長

矢野 則弘

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

## 1. 業務概要

- (1) 業務名 由良川河守地区リアルタイム浸水把握業務
- (2) 業務内容 本業務は、水防法に基づく特定緊急水防活動を円滑に行うため、由良川沿川の河守地区の浸水状況をリアルタイムに検知するための機器(カメラ、浸水センサー等)を活用して地形図などに浸水状況を表示し、Webで防災担当者等に情報共有することを目的とする。また、本業務で取得した浸水情報等については、別途取得された浸水情報をもとに、検証を行うものとする。
- (3) 履行期限 令和3年2月26日

## 2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和1・2・3(平成31・32・33)年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。
- (3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時点までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 下記に示される同種又は類似業務等について、平成22年度以降に完了した業務(再委託による業務実績は含まない。以下同じ)において1件以上の実績を有すること。
  - 同種業務：行政機関等の発注で、センサー又はカメラ画像等の情報や解析技術を活用した情報共有・発信・提供等に関する業務
  - 類似業務：センサー又はカメラ画像等の情報や解析技術を活用した情報共有・発信・提供等に関する業務(民間発注業務も含む)
- (5) 技術者等に関する要件
  - a) 管理技術者の資格等
    - 以下の資格のいずれかを有する者とする。なお、外国資格を有する技術者(わが国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はRC CM相当との旧建設大臣認定または国土交通大臣認定を受けている必要がある。

- ・技術士（総合技術監理部門、建設部門、電気電子部門、情報工学部門のいずれか）
- ・技術士と同等と認められる資格
- ・特別上級技術者（土木学会）
- ・上級技術者（土木学会）
- ・RCCM
- ・工学博士
- ・その他、本業務遂行にあたり適当な資格等については、審査の上評価する。

b) 管理技術者に必要とされる同種又は類似業務等の実績

管理技術者は、平成22年度以降に完了した以下のいずれかの実績を有すること。

同種業務：行政機関等の発注で、センサー又はカメラ画像等の情報や解析技術を活用した情報共有・発信・提供等に関する業務

類似業務：センサー又はカメラ画像等の情報や解析技術を活用した情報共有・発信・提供等に関する業務（民間発注業務も含む）

国土交通省発注の業務実績でTECRISに登録された業務成績が60点以上であること。ただしTECRISに登録されていない業務は、この限りではない。

- (6) 福知山河川国道事務所長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。
- (7) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者（「競争参加者の資格に関する公示」（平成30年11月26日付け衆議院庶務部会計課長、参議院庶務部会計課長、国立国会図書館総務部会計課長、最高裁判所事務総局経理局長、会計検査院事務総長官房会計課長、内閣府大臣官房会計課長、復興庁会計担当参事官、総務省大臣官房会計課長、法務省大臣官房会計課長、外務省大臣官房会計課長、財務省大臣官房会計課長、文部科学省大臣官房会計課長、厚生労働省大臣官房会計課長、農林水産省大臣官房参事官（経理）、経済産業省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房会計課長、環境省大臣官房会計課長、防衛省大臣官房会計課長。以下、「平成30年11月26日付け公示」という。）に基づく「会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続」を行った者を除く。）でないこと。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実施的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものでないこと。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒620-0875 京都府福知山市宇堀小字今岡2459-14

近畿地方整備局福知山河川国道事務所 経理課

電話 0773-23-4920

FAX 0773-23-0459

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

期間：令和2年6月26日から令和2年7月14日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から16時00分まで

場所：(1)に同じ。

方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は(1)に問い合わせること。

(3) 企画提案書の提出期限、場所及び方法

期限：令和2年7月14日16時00分

場所：(1)に同じ。

方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。

(4) 企画提案に関するヒアリングの有無 無

原則として実施しないが、電話ヒアリング行う場合がある。詳細は説明書を参照。

4. その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1)に同じ。

(3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。

(4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。

(5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。

(6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。

(7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。

(8) その他の詳細は説明書による。